

西尾市子ども会活動支援委員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西尾市における子ども会活動及びジュニアリーダー活動の促進及び支援を目的とする、西尾市子ども会活動支援委員（以下「支援委員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 支援委員が行う活動は、次のとおりとする。

- (1) 子ども会が実施する事業において、育成者を支援すること。
- (2) ジュニアリーダーが実施する事業において、育成者を支援すること。

(支援委員の要件)

第3条 支援委員として申請できる者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 子ども会が実施する事業において、豊富な経験を有すると認められる者
- (2) その他西尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がふさわしいと判断する者

(登録の申請)

第4条 支援委員の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西尾市子ども会活動支援委員新規登録申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の実施)

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、その内容を審査の上、支援委員として適当であると認めたときに、申請者に対して西尾市子ども会活動支援委員登録決定通知書（様式第2号）により通知し、登録をする。

2 登録期間は、年度単位とする。ただし、本人が承諾し教育委員会が認めた場合は、登録期間の更新ができるものとする。

(登録の取消し)

第6条 支援委員が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 本人から登録取消しの申出があった場合
- (2) 地位を利用し、営利、政治、宗教等を目的として、支援委員としてふさわしくない活動をした場合
- (3) その他支援委員として不適格と教育委員会が認めた場合

(派遣の実施)

第7条 支援委員の派遣を必要とする子ども会は、西尾市子ども会活動支援委員

派遣申請書（様式第3号）を派遣希望日の1か月前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、支援委員の派遣の可否及び派遣する支援委員を決定し、派遣日の7日前までに西尾市子ども会活動支援委員派遣決定通知書（様式第4号）により派遣を申請した子ども会に通知する。

3 派遣された支援委員は、派遣完了から7日以内に教育委員会へ西尾市子ども会活動支援委員派遣業務報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

（謝礼）

第8条 教育委員会は、前項の業務報告書を受領してから30日以内に支援委員に謝礼を支払う。

2 謝礼は、活動実績に基づいて支払うものとし、その額は「生涯学習関係事業への協力者に対する謝礼等の基準」によるものとする。

（傷害保険）

第9条 支援委員が活動中にけがを負った場合等は、教育委員会が加入する傷害保険によって対応する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。